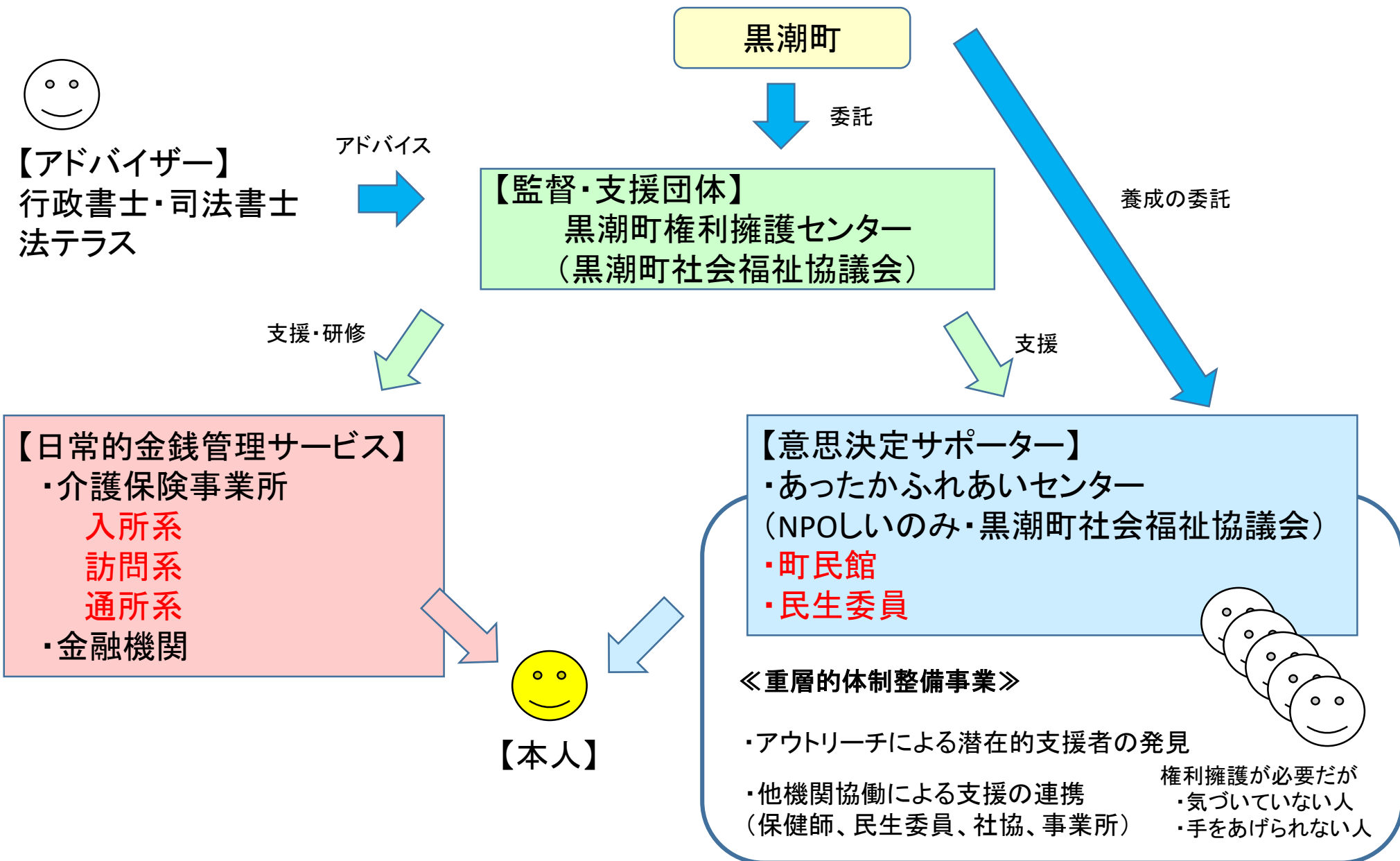


追記・変更部分は赤字

〈スキーム全体〉 既存の枠組みを生かした権利擁護の持続可能な発展



□ 介護保険事業所へのヒアリング結果(一部)

①訪問介護事業所A

- ・利用者72人のうち金銭管理補助をしている利用者は8名。成年後見1名、日常生活自立支援事業1名、**制度外6名**。
- ・金銭管理補助をしている理由としては、認知症等で本人自身の金銭管理が困難(別居家族が支援している)なことによる「支援者の負担軽減」と「円滑な利用料の支払い」。
- ・預かり金は3,000円～50,000円。事業所の金庫に保管し、利用料や買い物代金など。

②特別養護老人ホームB

- ・事務処理が多くなるので職員の負担が大きい。通帳を預かることで困っているわけではないが、できればあずかりたくはない。ただ、**新しい制度に乗りかえるのは家族の負担になる**ので、今のままでも大丈夫。**昔からやってきたことなので、金銭管理は当たり前のことと思っている**。
- ・対象者:家族管理では医療機関への支払いが遅れて困った方(医療機関から苦情が来た。)家族の了解あり。(高齢で請求の度に振り込みに行けない。)
- ・管理内容 通帳を預かり、病院・歯科・薬局などの支払いや利用料の引き落とし。
- ・金額:利用料5万～9万円 + 医療機関の支払可能額。毎月の引き落としができる位の残高が確保できるよう入金してもらっている。(年金月) **家族に毎月通帳残高と利用料の明細等を送っている**。
- ・**金融機関のしほりあり。H信用金庫のみ**(ない場合は口座を作ってもらっている。)

③居宅介護事業所C

- ・対象者なし。以前はいたが社協につないだ。そういうことがあれば社協か行政に相談。

④特別養護老人ホームD

- ・家族に頼まれた等で通帳預かりをしている人が2~3人。(1人1冊)
- ・小口現金(15,000円まで)の預かりは全員。
- ・管理内容:通帳預かりは、利用料。通帳があれば口座引落ができる。(他は振込か現金での支払い) 現金は、買物や通院の支払い。出納帳をつけている(レシート・領収書あり)
- ・金融機関は、基本H信用金庫。他も可能だが、できればH信用金庫とお願いしている。

⑤デイサービスE

- ・対象者なし。※利用料の支払で家族の協力が得られにくい方もいる。支払が滞ると高額になるため、**現在の社協の金銭管理よりも簡易に利用できる制度があるとよい。**

⑥グループホームF

- ・対象者なし
- ・小口現金の預かりは全員。買物や通院、オムツ代などの支払い。毎月、出納帳と領収を家族や後見人・社協に送る。
- ・金額:1万円~10万円。上限は決めてない。だいたい1万円ずつだが、薬代が高い方は2~3万円。1人家族の要望で10万円預かり。通帳は預かってないので、金融機関とのやりとりはない。**※後見人には相談しにくいので、社協のようにすぐに相談できるような制度があるとよい。**(家族や後見人にオムツ開始等の連絡はしている。どれだけ余っているとかが言いにくい。)

□ モデルケースとして扱ってみるか案件

Aさん 64歳 町営住宅在住

概況

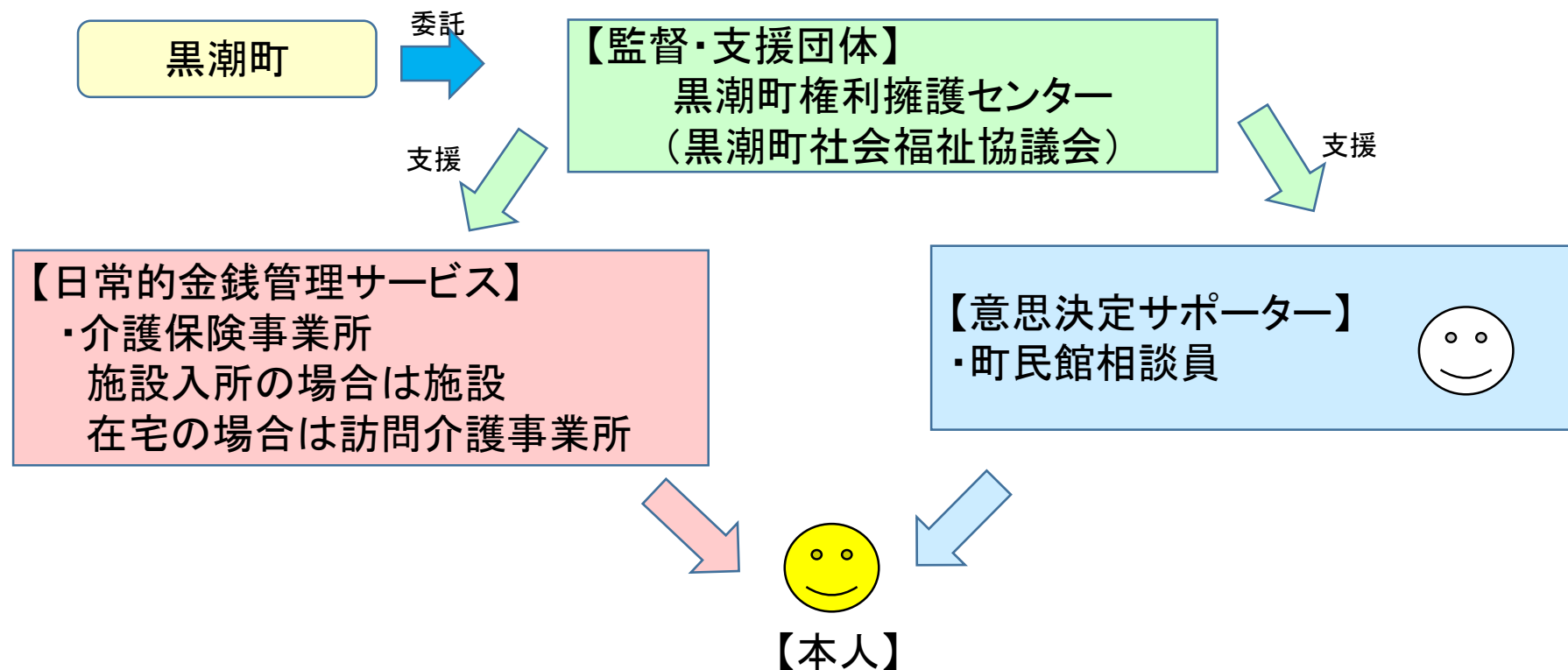
- ・父と母は幼少期に離別し、母に育てられる。9年前に母死亡後は独居。
- ・母が世帯主の時から生活保護受給。
- ・全国の患者数140-180名程度の難病を幼少期に発症。当時は小学生まで生きられるかどうかと言われていた。
- ・中学校中退。
- ・身寄りは大阪にいる母方のおじさんのみ(80代)。帰省した際に時々様子を見てくれている。
- ・地元の病院で難病による諸所の病気や体調不良に対して対処療法的に薬をもらっている。大きな病院の受診は拒否。
- ・こだわりが強い一方、関係性ができるといろいろと話をしてくれる。母存命中に母が特養に入所していたときには、毎日お見舞いに行っていたという母思いの一面もある。
- ・町民館の相談員が定期的に訪問している。

課題の表面化

・8/28 体調が悪いと本人からおじさんにTELあり。おじさんから町民館へ相談。町民館相談員が訪問。足がパンパンに腫れており、食べても吐いてしまうとのこと。経口補水液やゼリーを買って、病院受診へ(説得に1-2時間)。

緊急入院となり、体調の回復、今後のケアの方向が定まるまで入院。療養型の施設か在宅かが今後決まる。現状、歩行が不安定で退院後移動できるかどうかは不明。介護認定の方向にはなると予想されるが、施設入所となった際の金銭管理や住宅の引き払いなどの手続きが必要。遠方にいる大阪のおじさんが対応できるかは不明。在宅を希望する場合も訪問看護・介護などは必須。

本人の意思決定能力あり。



☆社会福祉協議会とともに制度設計に入る。

- ・金銭管理サービスの際の立会、定期監査、利用料金など
- ・意思決定サポーターのできる範囲としてほしい範囲の落としどころ
預貯金の引き出しの立会、契約、入院・入所手続きの支援どこまで可能か
- ・意思決定サポーター報酬金額
- ・金銭管理サービス事業所報酬金額
- ・自己負担額(応能・応益)
- ・契約方法 三者？
- ・意思決定サポーター研修方法